

第54回臨時会

伊方町議会会議録

令和3年4月30日 開会

伊方町議会

第54回伊方町議会臨時会会議録

招集年月日	令和3年4月30日
招集の場所	伊方庁舎4階議場
開会（開議）	4月30日 10時00分宣告
出席議員	1番 田村 義孝 2番 加藤 智明 3番 高月 芳人 4番 木嶋 英幸 5番 末光 勝幸 6番 竹内 一則 7番 清家慎太郎 8番 福島 大朝 9番 菊池 隼人 10番 山本 吉昭 11番 小泉 和也 12番 中村 敏彦 13番 吉川 保吉 14番 阿部 吉馬
欠席議員	なし
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 上田 時茂 書記 藤川 輝之 書記 篠川 俊一 書記 松澤 広明
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 一良 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 岡田 包 総 務 課 長 橋本 泰彦 危 機 管 理 監 谷村 栄樹 総 合 政 策 課 長 菊池 嘉起 町 民 課 長 林 栄作 保 健 福 祉 課 長 中田 克也 農 林 水 産 課 長 菊池 暁彦 観 光 商 工 課 長 清水 浩二 建 設 課 長 寺谷 哲也 瀬 戸 支 所 長 田中 洋介 三 崎 支 所 長 清水 栄造 上 下 水 道 課 長 山藤 一也 会 計 管 理 者 谷口 誠 教育委員会事務局長 阿部 茂之
町長提出議案の項目	議案第44号 町長の専決処分事項報告について (令和3年度伊方町一般会計補正予算(第1号)) 議案第45号 町長の専決処分事項報告について (伊方町税条例等の一部を改正する条例制定) 議案第46号 町長の専決処分事項報告について (伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定) 議案第47号 町長の専決処分事項報告について (伊方町原子力発電施設等立地地域の指定による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定) 議案第48号 監査委員の選任について 議案第49号 伊方町教育委員会委員の任命について
議員提出議案の項目	発議第1号 伊方町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
委員会提出議案の項目	なし
その他	仮議席の指定 選挙第1号 議長選挙について 議席の決定

	<p>選挙第2号 副議長選挙について 常任委員会委員の選任について 議会運営委員会委員の選任について 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件 原子力発電対策特別委員会の設置について 原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査の件 議会改革特別委員会の設置について 議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件</p> <p>選挙第3号 八幡浜地区施設事務組合議員の選挙について</p> <p>選挙第4号 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議員の選挙について</p> <p>選挙第5号 南予水道企業団議会議員の選挙について</p> <p>選挙第6号 愛媛県後期高齢者医療広域連合議員の選挙について</p>	
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）	
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。（会議規則第127条）	
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">1番 田村 義孝議員</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">2番 加藤 智明議員</td> </tr> </table>	1番 田村 義孝議員
1番 田村 義孝議員	2番 加藤 智明議員	

伊方町議会第54回臨時会議事日程

令和3年4月30日(金)
午前10時00分 開議

1 臨時議長紹介

1 開会宣告

第 1 仮議席の指定

第 2 議長選挙について (選挙第1号)

伊方町議会第54回臨時会追加議事日程

第 1 町長招集挨拶

第 2 議事日程報告

第 3 会議録署名議員の指名

第 4 議席の決定

第 5 会期の決定

第 6 副議長選挙について (選挙第2号)

第 7 伊方町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について (発議第1号)

第 8 常任委員会委員の選任について

第 9 議会運営委員会委員の選任について

第10 原子力発電対策特別委員会の設置について

第11 議会改革特別委員会の設置について

第12 八幡浜地区施設事務組合議員の選挙について (選挙第3号)

第13 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議員の選挙について (選挙第4号)

第14 南予水道企業団議会議員の選挙について (選挙第5号)

第15 愛媛県後期高齢者医療広域連合議員の選挙について (選挙第6号)

- 第16 町長の専決処分事項報告について
(令和3年度伊方町一般会計補正予算(第1号)) (議案第44号)
- 第17 町長の専決処分事項報告について
(伊方町税条例等の一部を改正する条例制定) (議案第45号)
- 第18 町長の専決処分事項報告について
(伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定) (議案第46号)
- 第19 町長の専決処分事項報告について
(伊方町原子力発電施設等立地地域の指定による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定) (議案第47号)
- 第20 監査委員の選任について (議案第48号)
- 第21 伊方町教育委員会委員の任命について (議案第49号)

1 閉会宣告

臨時議長紹介（10時00分）

○事務局長（上田時茂） おはようございます。議会事務局長の上田でございます。

本臨時会は、一般選挙後における、初めての議会です。したがって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本日の出席議員の中で、竹内一則議員が年長者ですので、ご紹介をいたします。

竹内議員、議長席に移動をお願いいたします。

開会宣告

○臨時議長（竹内一則） 只今、ご紹介をいただきました、竹内一則でございます。議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

これより、伊方町議会第54回臨時会を開会いたします。只今の出席議員は全員であります。

よって、本会議は成立いたしました。本日の会議を開きます。

仮議席の指定

○臨時議長（竹内一則） 日程第1「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、只今ご着席の議席と指定いたします。

選挙第1号

○臨時議長（竹内一則） 町長選挙について、すいません。議長選挙について、失礼しました。日程第2、選挙第1号「議長選挙」を行います。お諮りいたします。

議長選挙は、先般の懇談会での協議結果を踏まえ、地方自治法第118条第1項の規定に基づき、投票により行うことにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、選挙は投票により行うことに決定しました。議場の閉鎖を求めます。

只今の出席議員は、14名であります。次に、開票立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に、田村義孝議員、加藤智明議員を指名いたします。後ほど、開票の立会をお願いいたします。投票用紙を書記に配布させます。

配布漏れはありませんか。（「なし」の発言あり）配布漏れなしと認めます。投票箱を議会事務局長に点検させます。念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。なお、最多得票者が複数の場合は、地方自治法第118条第1項の規定により、当選人をくじで決定いたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記入のうえ、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。只今から投票を行います。

議会事務局長が、議席順に、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○事務局長（上田時茂） 1 番 田村義孝議員、2 番 加藤智明議員、3 番 高月芳人議員、4 番 木嶋英幸議員、5 番 末光勝幸議員、6 番 竹内一則議員、7 番 清家慎太郎議員、8 番 福島大朝議員、9 番 菊池隼人議員、10 番 山本吉昭議員、11 番 小泉和也議員、12 番 中村敏彦議員、13 番 吉川保吉議員、14 番 阿部吉馬議員。

○臨時議長（竹内一則） 投票漏れはありませんか。（「なし」の発言あり）投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。田村義孝議員、加藤智明議員、開票の立会をお願いいたします。

開票の結果を発表いたします。投票総数 14 票、うち有効投票数 12 票、無効投票数 2 票、うん、2 票、有効投票のうち、小泉和也議員が 12 票以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、3 票以上であります。よって、小泉和也議員が議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

只今、議長に当選されました小泉和也議員が議長におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

小泉和也議員、あなたが伊方町議会議長に当選されました。直ちに、承諾及び就任のご挨拶を演壇にてお願いいたします。

○新議長（小泉和也） 議長に就任することになりました小泉です。身に余る光栄と感激いたしますと共に責任の重さを痛感しているところでございます。

ルールに従って、公正かつ円滑な議会運営に取り組んでまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。（拍手）

○臨時議長（竹内一則） 以上で、私の臨時議長の職務を終わります。ご協力ありがとうございました。新議長、議長席をお願いいたします。

町長招集挨拶

○議長（小泉和也） それでは早速、本会議を進めてまいります。

追加日程第 1 「町長招集挨拶」

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 本日ここに、新しく選出をされました伊方町議会議員の皆様をお迎えをし、伊方町議会第 54 回臨時会を招集をいたしましたところ、議員全員のご出席をいただき、開会の運びとなりましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、皆様には、さる 4 月 18 日に執行されました、伊方町議会議員選挙におきまして、多くの町民から大きな期待と支持を得て、晴れて当選の栄に浴されました。新たな 4 年間の任期がスタートする訳でございますが、改めまして、心からお祝いとお慶びを申し上げる次第でございます。

ご案内のとおり、今月 23 日、緊急事態宣言に準じた対策を可能とする「まん延防止等重点措置」の対象に、愛媛県が追加をされました。期間は 25 日から 5 月 11 日までで、措置区域は松山市となっておりますが、当町におきましても、県の感染対策期の期間延長を受け町民の皆様、不要不急の外出自粛や会食の際の注意喚起などに努めております。町内の酒類を提供する飲食店に対しましては、営業時間の短縮を要請をいたしており、引き続き感染防止対策に取り組んでまいります。

また、ワクチン接種につきましては、町民の皆さんに安心して受けていただけますように、接種体制の確保に向けて準備を進めているところでございます。接種方法は、集団接種と個別接種の併用で実施をする予定でございます。接種の優先順位は、国から示されております高齢者からとなっておりますので、65 歳以上の方に今月 22 日までに接種券を送付をいたしており、接種の開始予定は、来月末の予定といたしております。なお、高齢者以外の方につきましても、順次お知らせをし、万全を期して取り組んでまいります。

本年度も、コロナ禍が続く中、私といたしましては、3 月に策定をいたしました「伊方町第 2 次総合計画後期基本計画」を基本といたしまして、伊方町の更なる発展のために取り組んでまいり所存でございますので、皆様の格別のご指導とご支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、本日もご提案いたします案件でございますが、補正予算及び条例改正の専決処分事項報告 4 件並びに人事案件 2 件を提案をさせていただきます。いずれの案件も、細部につきましては、後ほどご説明をいたしますので、ご審議のうえ、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議事日程報告

○議長（小泉和也） 追加日程第 2「議事日程報告」を行います。

議事日程は、先の議員懇談会で決定をみており、お手許に配布してあるとおりであります。それにしがいまして、議事を進めてまいります。

会議録署名議員の指名

○議長（小泉和也） 議事日程第 3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、先の議員懇談会で確認しましたように、議長において、1 番 田村義孝議員、2 番 加藤智明議員を指名いたします。

議席の決定

○議長（小泉和也） 追加日程第 4「議席の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長において指定いたします。

議会事務局長に発表させます。

○事務局長（上田時茂） それでは、発表いたします。

1 番 田村義孝議員、2 番 加藤智明議員、3 番 高月芳人議員、4 番 木嶋英幸議員、5 番 末光勝幸議員、6 番 竹内一則議員、7 番 清家慎太郎議員、8 番 福島大朝議員、9 番 菊池隼人議員、10 番 山本吉昭議員、11 番 中村敏彦議員、12 番 吉川保吉議員、13 番 阿部吉馬議員、14 番 小泉和也議員。以上でございます。

○議長（小泉和也） 議席は只今のとおりです。

よって、今後任期の間、皆様方、合意の議席と決定いたします。なお、先般の懇談会の協議により、席の移動は次回会議からといたします。

会期の決定

○議長（小泉和也） 追加日程第 5 「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）各議員の皆様にご異議のない場合、議会をスムーズに運営するためには、ない場合はなしとハッキリ意思表示をしてください。お願いします。異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、1 日間と決定いたしました。

選挙第 2 号

○議長（小泉和也） 日程第 6、選挙第 2 号「副議長選挙」を行います。

お諮りいたします。副議長選挙は、先般の懇談会での協議結果を踏まえ、地方自治法第 118 条第 1 項の規定に基づき、投票により行うことにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、選挙は投票により行うことに決定しました。議場の閉鎖を求めます。

只今の出席議員は、14 名であります。次に、開票立会人を指名いたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、開票立会人に、田村義孝議員及び加藤智明議員を指名いたします。後ほど、開票の立会をお願いいたします。投票用紙を書記に配布させます。

配布漏れは、ありませんか。（「なし」の発言あり）配布漏れなしと認めます。投票箱を議会事務局長に点検させます。異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。なお、最多得票者が複数の場合は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定により、当選人をくじで決定いたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記入のうえ、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。只今から投票を行います。

議会事務局長が、議席順に、議席番号と氏名を読みあげますので、順番に投票をお願いいたします。

○事務局長（上田時茂） それでは、発表いたします。

1 番 田村義孝議員、2 番 加藤智明議員、3 番 高月芳人議員、4 番 木嶋英幸議員、5 番 末光勝幸議員、6 番 竹内一則議員、7 番 清家慎太郎議員、8 番 福島大朝議員、9 番 菊池隼人

議員、10番 山本吉昭議員、11番 中村敏彦議員、12番 吉川保吉議員、13番 阿部吉馬議員、14番 小泉和也議員。

○議長（小泉和也） 投票漏れはありますか。（「なし」の発言あり）投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。田村義孝議員、加藤智明議員、開票の立会をお願いします。

開票の結果を発表いたします。投票総数 14 票、うち有効投票数 11 票、無効投票数 3 票、有効投票数のうち清家慎太郎議員 8 票、菊池隼人議員 2 票、末光勝幸議員 1 票以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、3 票以上であります。よって、清家慎太郎議員が副議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

只今、副議長に当選されました清家慎太郎議員が議場におられますので、会議規則第 33 第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

清家慎太郎議員、あなたが伊方町議会副議長に当選されました。直ちに、承諾及び就任のご挨拶を演壇にてお願いいたします。

○副議長（清家慎太郎） 只今、副議長に選任いたしました清家でございます。身に余る大役でございます、その責任の重さを実感をいたしております。しかし、就任いたしましたからには、議長を補佐し、町の発展のためしっかり汗を流し知恵を絞りたいと思いますので、どうかよろしく願いをいたします。（拍手）

発議第 1 号

○議長（小泉和也） 日程第 7「伊方町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」発議第 1 号を議題といたします。

本件につきましては、4 月 26 日開催の議員懇談会で協議確認されておりますので、提出者の説明は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、これを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、提出者の説明はこれを省略いたします。これより質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、発議第 1 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、発議第 1 号「伊方町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。議員各位は全員協議会室にお集まりください。再開は呼鈴でお知らせいたします。

休憩 10 時 46 分

再開 11 時 15 分

常任委員会委員の選任

○議長（小泉和也） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。追加日程第 8「常任委員会委員の選任」を行います。書記に委員名簿を配布させます。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、お手許に配布いたしました名簿のとおり、議長において指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員は、お手許に配布いたしました名簿のとおり、選任することに決定しました。

常任委員会 正・副委員長の互選

○議長（小泉和也） お諮りいたします。常任委員会委員の選任に伴い、委員会条例第 9 条第 2 項の規定に基づき、正・副委員長の互選を行うため、それぞれの常任委員会を開催したいと思っております。これにご異議ございませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、只今からそれぞれの常任委員会を開催いたします。

なお、それぞれの常任委員会の招集通知は、配布いたしませんので、よろしく願いいたします。

総務文教厚生常任委員会は、正副議長室へ

産業建設常任委員会は、全員協議会室へ移動願います。

暫時休憩いたします。再開は、呼鈴でお知らせいたします。

休憩 11 時 18 分

再開 11 時 37 分

○議長（小泉和也） 配布する資料がまだできてないので、少しお待ちください。それでは、会議を再開いたします。

○事務局長（上田時茂） 議長

○議長（小泉和也） 議会事務局長

○事務局長（上田時茂） 失礼します。先ほど、お配りいたしました常任委員会委員選任について、一部訂正がございましたので、これより書記に配布させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小泉和也） 休憩中にそれぞれの常任委員会において、委員長及び副委員長の互選

が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

総務文教厚生常任委員会委員長に高月芳人議員、副委員長に菊池隼人議員。

産業建設常任委員会委員長に木嶋英幸議員、副委員長に加藤智明議員。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

議会運営委員会委員の選任

○議長（小泉和也） 追加日程第9「議会運営委員会委員の選任」を行います。書記に委員名簿を配布させます。お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第4項の規定により、お手許に配布いたしました名簿のとおり、議長において指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、お手許に配布いたしました名簿のとおり、選任することに決定しました。

議会運営委員会 正・副委員長の互選

○議長（小泉和也） お諮りいたします。議会運営委員会の選任に伴い、委員会条例第9条第2項の規定に基づき、正・副委員長の互選を行うため、議会運営委員会を開催したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、只今から、議会運営委員会を開催いたします。

なお、議会運営委員会の招集通知は、配布いたしませんので、よろしくお願ひいたします。

議会運営委員会委員の皆さんは、正副議長室にお集まりください。暫時、休憩いたします。再開は、呼鈴でお知らせします。

休憩 11 時 42 分

再開 11 時 51 分

○議長（小泉和也） 会議を再開いたします。休憩中に、議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手許にまいりましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に、菊池隼人議員。副委員長に、山本吉昭議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

暫時休憩いたします。再開は 13 時から。

休憩 11時52分

再開 13時00分

○議長（小泉和也） 再開いたします。議会運営委員会委員長から、伊方町議会会議規則第75条の規定により、次期定例会までの閉会中の間、所管事務のうち、議会の運営に関する事項等について継続調査の申し出がありました。お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。申出書を書記に配布させます。

お諮りいたします。申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることに、ご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることに決定しました。

原子力発電対策特別委員会の設置について

○議長（小泉和也） 追加日程第10「原子力発電対策特別委員会の設置について」を議題といたします。本件につきましては、これまでも原子力発電対策特別委員会を設置しておりまして、原子力発電に関する諸問題等について、調査研究をしてきたところでございます。お諮りいたします。原子力発電所の安全性の確保を第一義として、また、原子力発電に関する諸問題について調査研究を行い、必要に応じて関係基幹への意見、要望等を行うため委員会条例第6条の規定により、13名の委員をもって構成する原子力発電対策特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、原子力発電対策特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。この際、原子力発電対策特別委員会委員の選任につきまして、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。これより、原子力発電対策特別委員会委員の選任を行います。書記に委員名簿を配布させます。

お諮りいたします。原子力発電対策特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第4項の規定により、お手許に配布いたしました名簿のとおり、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、原子力発電対策特別委員会委員は、お手許に配布いたしました名簿のとおり、選任することに決定いたしました。

原子力発電対策特別委員会 正・副委員長の互選

○議長（小泉和也） 原子力発電対策特別委員会委員の選任に伴い、委員会条例第9条第2項の規定により、正・副委員長の互選を行うため、原子力発電対策特別委員会を開催いたし

たいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、只今から原子力発電対策特別委員会を開催いたします。なお、原子力発電対策特別委員会の招集通知は、配布いたしませんので、よろしく願いいたします。原子力発電対策特別委員会委員の皆さんは全員協議会室にお集まりください。暫時休憩いたします。再開は、呼鈴でお知らせします。

休憩 13 時 07 分

再開 13 時 20 分

○議長（小泉和也） 再開いたします。休憩中に、原子力発電対策特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が、議長の手許にまいりましたので報告をいたします。

原子力発電対策特別委員会委員長に、福島大朝議員。副委員長に、清家慎太郎議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

只今、原子力発電対策特別委員会委員長から、伊方町議会会議規則第 75 条の規定より、次期定例会までの閉会中の間、原子力発電事業に関する事項について、継続調査の申し出がありました。お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。申出書を書記に配布させます。お諮りいたします。申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、原子力発電事業に関する事項について、継続調査をすることにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることに決定しました。

議会改革特別委員会の設置について

○議長（小泉和也） 追加日程第 11「議会改革特別委員会の設置について」を議題といたします。

本件につきましては、これまでも議会改革特別委員会を設置しておりまして、議会に関する諸問題等について、調査研究をしてきたところでございます。お諮りいたします。議会に関する諸問題について調査研究を行い、必要に応じて関係機関への意見、要望等を行うため、委員会条例第 6 条の規定により、13 名の委員をもって構成する議会改革特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。この際、議会改革特別委員会委員の選任につきまして、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。これより、議会改革特別委員会委員の選任を行います。書記に委員名簿を配布させます。

お諮りいたします。議会改革特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第4項の規定により、お手許に配布いたしました名簿のとおり議長において指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会委員は、お手許に配布いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

議会改革特別委員会委員正・副委員長の互選

○議長（小泉和也） 議会改革特別委員会委員の選任に伴い、委員会条例第9条第2項の規定により、正・副委員長の互選を行うため、議会改革特別委員会を開催したいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、只今から議会改革特別委員会を開催いたします。なお、議会改革特別委員会の招集通知は、配布いたしませんので、よろしくお願ひいたします。

議会改革特別委員会委員の皆さんは、全員協議会室にお集まりください。暫時休憩いたします。再開は、呼鈴でお知らせいたします。

休憩 13時27分

再開 13時40分

○議長（小泉和也） 会議を再開いたします。休憩中に、議会改革特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が、議長の手元にまいりましたので報告いたします。

議会改革特別委員会委員長に、吉川保吉議員。副委員長に、末光勝幸議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

只今、議会改革特別委員会委員長から伊方町議会会議規則第75条の規定により、次期定例会までの閉会中の間、議会改革に関する事項について、継続調査の申し出がありました。お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。申出書を書記に配布させます。

お諮りいたします。申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、議会改革に関する事項について、継続調査をすることにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をするこ

とに決定しました。

選挙第3号

○議長（小泉和也） 追加日程第12、選挙第3号「八幡浜地区施設事務組合議員の選挙」を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

八幡浜地区施設事務組合議員に、高月芳人議員、竹内一則議員を指名いたします。お諮りいたします。只今、議長において指名いたしました高月芳人議員、竹内一則議員を当該議員の当選者とするにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、只今指名いたしました高月芳人議員、竹内一則議員が八幡浜地区施設事務組合議員に当選されました。只今、八幡浜地区施設事務組合議員に当選されました議員に、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

選挙第4号

○議長（小泉和也） 追加日程第13、選挙第4号「八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議員の選挙」を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議員に、田村義孝議員を指名いたします。お諮りいたします。

只今、議長において指名いたしました田村義孝議員を当該議員の当選者とするにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、只今指名いたしました田村義孝議員が、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議員に当選されました。只今、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議員に当選されました議員に本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

選挙第5号

○議長（小泉和也） 追加日程第14、選挙第5号「南予水道企業団議会議員の選挙」を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

南予水道企業団議会議員に、福島大朝議員、中村敏彦議員を指名いたします。お諮りいたします。

只今、議長において指名いたしました福島大朝議員、中村敏彦議員を当該議員の当選者とするにご異議ありませんか。（「なし」発言あり）異議なしと認めます。

よって、只今指名いたしました福島大朝議員、中村敏彦議員が南予水道企業団議会議員に当選されました。只今、南予水道企業団議会議員に当選されました議員に、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

選挙第6号

○議長（小泉和也） 追加日程第15、選挙第6号「愛媛県後期高齢者医療広域連合議員の選挙」を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

愛媛県後期高齢者医療広域連合議員に、私、議長の小泉和也を推薦いたします。お諮りいたします。

只今、指名いたしました小泉和也を当該議員の当選者とするにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、只今指名いたしました小泉和也議員が愛媛県後期高齢者医療広域連合議員に当選いたしました。なお、会議規則第33条第2項の規定に基づく当選人への告知は、当選人が私でありますので、当選を承諾することで、告知に代えます。

議案第 44 号

○議長（小泉和也） 追加日程第 16「町長の専決処分事項報告について（令和 3 年度伊方町一般会計補正予算（第 1 号）」議案第 44 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 44 号 令和 3 年度伊方町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分事項報告について、説明を申し上げます。

補正内容は、新型コロナウイルス感染症予防対策として、高齢者福祉施設等の利用者及び職員の自主検査費用に係る本人負担分を助成する事業に要する経費でございまして、急を要するため、令和 3 年 4 月 16 日付けにて専決処分したものであります。

予算額は、歳入歳出それぞれ 510 万円を追加し、総額を 85 億 700 万 9 千円としたものであります。

歳出といたしましては、3 款民生費に新型コロナウイルス感染症検査費用補助金として、負担金補助及び交付金に 510 万円を計上いたしております。

これに対します歳入は、11 款地方交付税に普通地方交付税 510 万円を計上いたしております。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（小泉和也） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 3 款民生費の 1 目の分ですが、この節の説明書きをしております。感染症検査費用、今、只今、町長が言われましたとおり個人負担分を追加したということですが、これ検査っていうのは、通常言われておる PCR 検査とかそういう検査と理解してよろしいのでしょうか。お聞きします。

○保健福祉課長（中田克也） 議長

○議長（小泉和也） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中田克也） 議員言われましたように、PCR 検査と抗原検査を予定しております。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（小泉和也） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） そこで関連と捉えていただきたいのですが、今後の方向性、5 月末にということで、町長はおっしゃられます。接種の方ですが、そういったものまず最初に申告をして、届出を、届出日が決定いたしております。だいたい、概略も出きております。そのの今よく全国で言われるキャンセルと言いますか、届出が少ないとかいうようなこともござ

いますが、本町の今の状況としては、こういった所見をお持ちなんですか。高齢者の届出に関しては、だいたい 100%に近い予定にしておるんですか。それともオブラートに包んだような数字しか今出てないということですか。

○保健福祉課長（中田克也） 議長

○議長（小泉和也） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中田克也） 当町といたしましては、高齢者 4,367 名、全員が受けるものとして、計画を立てております。以上です。

○議員（阿部吉馬） 議長、終わります。

○議長（小泉和也） 他にございませんか。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（小泉和也） 山本議員

○議員（山本吉昭） 今の阿部議員の質問と似てるんですけど、いわゆる高齢者 4,300 人余りということなんですけど、危惧されるのは、健常者と言いますか、プレミアム商品券の時もそうだったんですけども、書類が来たけども、コールセンターに予約ようしない高齢者の方も多数おられるんじゃないかなと思います。そういった中で、漏れのないような対応というのかそういうのは考えておりますか。

○保健福祉課長（中田克也） 議長

○議長（小泉和也） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中田克也） 広報と防災無線等で周知いたしまして、それでもなお当然議員さん言われるように、周知不足であろうかと考えておりますので、各地区の保健推進委員さんにご協力いただきまして、高齢者全員に行き渡るように周知はしていきたいと考えております。

○議長（小泉和也） 他にありませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第 44 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言ありませんか。）異議なしと認めます。

よって、議案第 44 号「町長の専決処分事項報告について（令和 3 年度伊方町一般会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり承認されました。

議案第 45 号

○議長（小泉和也） 追加日程第 17「町長の専決処分事項報告について（伊方町税条例等の一部を改正する条例制定）」議案第 45 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（林 栄作） 議長

○議長（小泉和也） 町民課長

○町民課長（林 栄作） 議案第 45 号 伊方町税条例等の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項報告について、提案理由をご説明いたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 3 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、伊方町税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、令和 3 年 3 月 31 日、専決処分したものでございます。

主な改正点は、1 軽自動車税（種別割）の納期の変更。2 固定資産税（土地）の負担調整措置。3 環境性能割の臨時的軽減の延長。4 住宅ローン控除の拡充に伴う措置でございます。

それでは、改正内容は、新旧対照表で説明いたしますので、参考資料、新旧対照表をお開き願います。

1 頁をお願いします。第 24 条、個人の町民税の非課税の範囲の第 2 項につきましては、扶養親族について、年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限るとし、国外居住親族の取り扱いを見直したものでございます。

次に、第 36 条の 3 の 2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の第 4 項につきましては、電子提出することにより税務署長の承認を廃止するものでございます。

2 頁をお願いいたします。第 36 条の 3 の 3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の第 1 項につきましては、扶養親族を年齢 16 歳未満の者に限ることとし、非課税限度額等における国外居住親族の取り扱いの見直しを、第 4 項については、電子提出することにより税務署長の承認を廃止するものでございます。

3 頁をお願いいたします。第 53 条の 9、退職所得申告書の第 3 項及び第 4 項につきましては、退職所得申告書の電子提出することにより税務署長の承認を廃止するものでございます。

4 頁をお願いいたします。第 83 条、種別割の賦課期日及び納期の第 2 項につきましては、4 月 11 日から同月 30 日までを 5 月 1 日から同月 31 日までに変更するものでございます。県の軽自動車協会から 3 月末までの異動報告が 4 月の中旬になることから適正な賦課を行うための変更でございます。

5 頁をお願いいたします。附則第 6 条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例につきましては、令和 4 年度を令和 9 年度に延長するものでございます。

次に、附則第 10 条の 2、わがまち特例であります。法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合につきましては、法番号の改正による条例の項番号の改正でございます。

7 頁をお願いいたします。第 24 項（法附則第 15 条第 46 項）につきましては、浸水被害対策区域に新設された雨水貯留浸透施設に対する特例措置を新設し、現在の第 24 項（先端設備等に係る特例措置）を令和 2 年度末で廃止し、第 26 項に統合し、適用を 2 年間延長するものでございます。

9 頁をお願いいたします。附則第 12 条（宅地等に対して課する固定資産税の特例）及び 11 頁の附則第 13 条（農地に対して課する固定資産税の特例）につきましては、令和 3 年度から令和 5 年度までの間、改正前の負担調整措置の仕組みを継続し、その上で、令和 3 年度に限

り課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置くものでございます。

13 頁をお願いいたします。附則第 15 条の 2、軽自動車税の環境性能割の非課税につきましては、新たな燃費基準（2030 年度基準）の下で、税率区分を見直し、環境性能割の税率を 1% 分軽減する期限、令和 3 年 3 月 31 日までを令和 3 年 12 月 31 日の間とし、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を 9 か月間延長するものでございます。

14 頁をお願いいたします。附則第 16 条、軽自動車税の種別割の税率の特例につきましては、軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち、50%軽減及び 25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を 2 年間延長するものでございます。

17 頁をお願いします。附則第 26 条新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の第 2 項につきましては、個人住民税において、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における地方税制上の措置」として、所得税において、一定の期間に契約した場合の住宅ローン控除の特例が 10 年間から 13 年間に延長されたことに伴い、個人住民税においても、所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で、個人住民税から控除する期間を 3 年間延長するものでございます。

最後に 18 頁をお願いします。第 2 条関係につきましては、令和 2 年改正の一部改正で、規定の整備を行うものでございます。

なお、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものでございますが、個人住民税の国外居住親族の取り扱いの見直しは令和 6 年 1 月 1 日から医療費控除の特例については、令和 4 年 1 月 1 日からの施行等を定めております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第 45 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 45 号「町長の専決処分事項報告について（伊方町税条例等の一部を改正する条例制定）」は、原案のとおり承認されました。

議案第 46 号

○議長（小泉和也） 追加日程第 18「町長の専決処分事項報告について（伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定）」議案第 46 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（林 栄作） 議長

○議長（小泉和也） 町民課長

○町民課長（林 栄作） 議案第 46 号 伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項報告について、提案理由をご説明いたします。

本案は、山村振興法第 14 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が、令和 3 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、令和 3 年 3 月 31 日、専決処分したものでございます。

今回の改正は、第 2 条中、平成 33 年 3 月 31 日を令和 5 年 3 月 31 日に改め、固定資産税の特例税率の適用期限を 2 年間延長するものでございます。

なお、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第 46 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号「町長の専決処分事項報告について（伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定）」は、原案のとおり承認されました。

議案第 47 号

○議長（小泉和也） 追加日程第 19「町長の専決処分事項報告について（伊方町原子力発電施設等立地地域の指定による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定）」議案第 47 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（林 栄作） 議長

○議長（小泉和也） 町民課長

○町民課長（林 栄作） 議案第 47 号 伊方町原子力発電施設等立地地域の指定による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項報告について、提案理由をご説明いたします。

本案は、山村振興法第 14 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が、令和 3 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、伊方町原子力発電施設等立地地域の指定による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、令和 3 年 3 月 31 日、専決処分したものでございます。

今回の改正は、第 2 条中、平成 33 年 3 月 31 日を令和 5 年 3 月 31 日に改め、固定資産税の

特例税率の適用期限を2年間延長するものでございます。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第47号「町長の専決処分事項報告について（伊方町原子力発電施設等立地地域の指定による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定）」は、原案のとおり承認されました。

議案第48号

○議長（小泉和也） 追加日程第20「監査委員の選任について」議案第48号を議題といたします。

議案を書記に配布させます。

末光勝幸議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退席を求めます。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 議案第48号 監査委員の選任について、提案理由をご説明いたします。

今回、ご提案申し上げております末光勝幸氏は、平成29年4月に伊方町議会議員に当選をされ、現在、伊方町議会議員として2期目を迎えておられます。

平成29年5月1日から生活福祉常任委員会副委員長に就任をされ、ご活躍をいただきました。

このような経験と豊富な知識、誠実なお人柄は監査委員として最適任と考え、今回ご提案を申し上げた次第でございます。

ご同意いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第48号「監査委員の選任について」を採決いたします。お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 48 号「監査委員の選任について」は、原案のとおり同意されました。末光勝幸議員の入場を求めます。

告知いたします。只今、議会において末光勝幸議員の監査委員の選任に同意したのでお伝えいたします。ここで、末光勝幸議員の監査委員就任のご挨拶を自席にてお願いいたします。

○議員（末光勝幸） 只今、監査委員として、ご承認を賜りました、その職の重責さに身の引き締まる思いがしております。

皆様のご指導ご鞭撻を賜りながら、一生懸命その職務に全うしていきたく思いますのでよろしく願いをいたします。

議案第 49 号

○議長（小泉和也） 追加日程第 21「伊方町教育委員会委員の任命について」議案第 49 号を議題といたします。

議案を書記に配布させます。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 49 号 伊方町教育委員会委員の任命について提案理由をご説明いたします。

今回、提案申し上げます、藤川美喜氏は、伊方町川之浜に在住でございます。

同氏は、平成 29 年 5 月 18 日に教育委員に就任をされており、就任後はご自身が持つ様々な経験を存分に発揮をされ、伊方町の教育行政発展のためご活躍をされております。また、昨年 5 月 18 日に伊方町教育長職務代理者に就任をされ、現在に至っております。

このように卓越された豊富な経験と識見をお持ちであり、ご活躍中でありますので、伊方町教育委員会委員として、引き続きご就任をいただくことが適当であると判断し、ご提案申し上げた次第でございます。ご同意賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 49 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 49 号「伊方町教育委員会委員の任命について」は、原案のとおり同意されました。

閉会宣告

○議長（小泉和也） これで、本日の日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。

閉会にあたり、町長から挨拶があります。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本臨時会におきましては、全議案のご承認をいただき、さらには、議会構成などにつきましても無事終えられ、滞りなく終了いたしましたことにお礼を申し上げますとともに、新しくご就任をされました正副議長をはじめ、議員各位の今後益々のご活躍をご祈念申し上げます、閉会のご挨拶いたします。

誠にありがとうございました。

○議長（小泉和也） これをもちまして、伊方町議会第 54 回臨時会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会時間 14時19分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

伊方町臨時議長

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員